

かほく市の健全化判断比率等について

令和7年9月18日

1. 健全化判断比率

(単位: %)

比 率 名 称 等			令和6年度	令和5年度	適 否 適:○ 否:×	健全化計画、再生計画の作成基準	
						早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	再生判断比率	実質赤字比率 (注)	- (▲5.94)	- (▲6.47)	○	13.21以上	20以上
		連結実質赤字比率 (注)	- (▲21.94)	- (▲19.57)	○	18.21以上	30以上
		実質公債費比率 (3ヵ年平均)	12.7	10.6	○	25以上	35以上
	将来負担比率		51.4	87.7	○	350以上	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質黒字であれば「－」表示となる。()内は実質黒字を▲(マイナス)表示したもの。

(1) 実質赤字比率

普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

(2) 連結実質赤字比率

普通会計のほか、公営企業や国民健康保険事業などの公営事業に係る特別会計を含めた全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

(3) 実質公債費比率

普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

(4) 将来負担比率

普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

2. 資金不足比率

(単位: %)

対象会計名	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
水道事業会計 (注)	—	—	20以上
下水道事業会計 (注)	—	—	20以上

(注) 資金不足比率については、算定の経過において資金不足が発生しない場合「－」表示となる。

(1) 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

- ・資金不足額: 普通会計等の実質赤字に相当する額
- ・事業規模: 料金収入などに主たる営業活動から生じる収益等に相当する額